



に、その引き受けようとする奄美群島振興開発債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」といいう。の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。

3 奄美群島振興開発債券申込証は、基金が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

一 奄美群島振興開発債券の名称

二 奄美群島振興開発債券の総額

三 各奄美群島振興開発債券の金額

四 奄美群島振興開発債券の利率

五 奄美群島振興開発債券の償還の方法及び期限

六 利息支払の方法及び期限

七 奄美群島振興開発債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（奄美群島振興開発債券の引受け）

第十七条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が奄美群島振興開発債券を引き受けける場合又は奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社が自ら奄美群島振興開発債券を引き受けける場合においては、その引き受けける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替奄美群島振興開発債券を引き受けける場合若しくは地方公共団体又は振替奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を基金に示さなければならない。

（奄美群島振興開発債券の成立の特則）

第十八条 奄美群島振興開発債券の応募総額が奄美群島振興開発債券の総額に達しないときでも奄美群島振興開発債券を成立させる旨を奄美群島振興開発債券申込証に記載したときは、その

債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2 年法第十七十五条号。以下「社債等振替法」といいう。の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。

応募総額をもつて奄美群島振興開発債券の総額とする。

（奄美群島振興開発債券の払込み）

第三十九条 奄美群島振興開発債券の募集が完了したときは、基金は、滞滞なく、各奄美群島振興開発債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第二十条 基金は、前条の払込みがあつたとき

は、前項の記載事項のほか、自己のために開設

された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。

3 奄美群島振興開発債券申込証は、基金が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

一 奄美群島振興開発債券の名称

二 奄美群島振興開発債券の総額

三 各奄美群島振興開発債券の金額

四 奄美群島振興開発債券の利率

五 奄美群島振興開発債券の償還の方法及び期限

六 利息支払の方法及び期限

七 奄美群島振興開発債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（奄美群島振興開発債券の引受け）

第十七条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が奄美群島振興開発債券を引き受けける場合又は奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社が自ら奄美群島振興開発債券を引き受けれる場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持者がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、基金は、これに応じなければならない。

（奄美群島振興開発債券の発行の認可）

第二十三条 基金は、法第五十五条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 奄美群島振興開発債券の発行を必要とする理由

二 第十六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 奄美群島振興開発債券の募集の方法

四 奄美群島振興開発債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする奄美群島振興開発債券番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

2 各債券には、第十六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（奄美群島振興開発債券原簿）

第二十一条 基金は、主たる事務所に奄美群島振興開発債券原簿を備えて置かなければならぬ

い。ただし、奄美群島振興開発債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（奄美群島振興開発債券原簿）

第二十二条 基金は、主たる事務所に奄美群島振興開発債券の発行の年月日記載しなければならない。

（奄美群島振興開発債券原簿）

第二十三条 第十六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第二十四条 法第五十八条第一項各号に掲げる主務大臣の権限（同項第二号に掲げる主務大臣の権限にあつては、法第五十三条第二項に規定する調査事務に係るもの）のうち基金の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣が自ら行うことなどを妨げない。

（内閣総理大臣への権限の委任）

第二十五条 法第五十八条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、九州財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことなどを妨げない。

（財務局長等の権限の委任）

第二十六条 前項の権限で法第五十七条第一項に規定する受託者の事務所（以下この条において「受託者事務所」という。）に関するものについて、当該受託者事務所の所在地が奄美群島振興開発債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持者がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、基金は、これに応じなければならない。

（奄美群島振興開発債券の発行の認可）

第二十三条 基金は、法第五十五条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 奄美群島振興開発債券の発行を必要とする理由

二 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする奄美群島振興開発債券番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

2 各債券には、第十六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（奄美群島振興開発債券原簿）

第二十二条 基金は、主たる事務所に奄美群島振興開発債券の発行の年月日記載しなければならない。

（奄美群島振興開発債券原簿）

第二十三条 第十六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第二十四条 法第五十八条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、九州財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことなどを妨げない。

（内閣総理大臣への権限の委任）

第二十五条 法第五十八条第一項各号に掲げる主務大臣の権限（同項第二号に掲げる主務大臣の権限にあつては、法第五十三条第二項に規定する調査事務に係るもの）のうち基金の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣が自ら行うことなどを妨げない。

二 第二十八条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（事務の区分）

第三十九条 基金が提出する認可に関する申請書その他法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十七条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（政令の提出）

第二十八条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（事務の区分）

第三十九条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十七条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十八条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（事務の区分）

第三十九条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十七条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十八条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（事務の区分）

第三十九条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十七条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十八条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（事務の区分）

第三十九条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十七条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十八条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（事務の区分）

第三十九条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

第二十七条 基金が提出する認可に関する申請書

その他の法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

（書類の提出）

は、十分の九・五」と、「十分の九」とあるのは「十分の八」(水産業協同組合が施行するもの)にあつては、「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」(水産業協同組合が施行するもの)にあつては、「十分の七・五」と、同表義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の六」とする。

事業として行われるものにあつては、十分の八・五、国が行う場合にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対する緊急治山事業として行われるものにあつては、十分の八・五）と、「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の八」とあるのは「十分の七」（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものにあつては、「十分の八」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五（水産業協同組合が施行するものにあつては、「十分の九・五」と、「十分の九」とあるのは「十分の八（水産業協同組合が施行するものにあつては、「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二（水産業協同組合が施行するものにあつては、「十分の七・五」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

別表第一の規定の昭和六十二年度から平成二年までの各年度における適用については、同表道路の一般国道の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・二五（建設大臣が行う場合）にあつては、十分の七・五」と、「三分の二」とあり、及び「十分の六・五」とあるのは「十分の五・五」と、同表道路の県道の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・二五」と、「三分の二」とあり、及び「十分の六・五」とあるのは「十分の五・五」と、同表道路の市町村道の項中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表砂防設備の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・二五（運輸大臣がする場合）にあつては、十分の七・五」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七五（運輸大臣がする場合）にあつては、十分の六」と、同表空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表保育所の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては十分の六・七五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために行なう緊急砂防事業）に係るものにあつては十分の人・五、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつて緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては十分の七）、主務大臣が施

行する場合にあつては十分の七（緊急砂防事業に係るものにあつては十分の八・五、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつて緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては十分の七・五）と、同表海岸の項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」とあるのは「十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八）」と、同表河川の項中「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県が行う場合にあつては十分の六・七五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるもの（以下「緊急治山事業」という。）にあつては十分の八・五、激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するため緊急治山事業を除く。）にあつては十分の七、国が行う場合にあつては十分の七（緊急治山事業にあつては十分の八・五、激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するため緊急治山事業に引き続いて行われる事業及び治山水緊急措置法第二条第三項第二号に掲げる事業（緊急治山事業を除く。）にあつては十分の七・五）と、「十分の六・五」とあるのは「十分の八・五（水産業協同組合が施行するものについては、十分の九・五）と、「十分の九」とあるのは「国又は地方公共団体が施行するものにあつては十分の七・七五（第四種漁港に係るものにあつては、十分の八）、水産業協同組合が施行するものにあつては十分の九・九）と、「十分の七・五」とあるのは「三分の一（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の七・五）と、同表義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和三七年四月一日政令第一三号）抄	（昭和五四年三月三一日政令第六八号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和三九年三月三一日政令第一〇〇号）	（昭和三九年四月一日政令第一一一号）
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。	附 則（昭和四九年四月一日政令第九七号）抄	（昭和四九年四月一日政令第一二二号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五七年四月九日政令第一四号）抄	（昭和五七年四月九日政令第一一一号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五八年七月一五日政令第一九号）抄	（昭和五八年七月一五日政令第一一九号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五九年三月三一日政令第六一号）抄	（昭和五九年三月三一日政令第一一九号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和六一年五月八日政令第一八号）	（昭和六一年五月八日政令第一一五号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五二年七月一日政令第二二六号）	（昭和五二年七月一日政令第二二六号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五二年四月二二日政令第一〇四号）	（昭和五二年四月二二日政令第一〇四号）
この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。	附 則（昭和四九年六月二六日政令第二二五号）	（昭和四九年六月二六日政令第二二五号）
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和三四年四月一日政令第九六号）	（昭和三四年四月一日政令第九六号）
この政令は、奄美群島の復帰に伴い国が譲渡を受けた債権の処理に関する政令（昭和二十九年政令第十五号）は、廃止する。	附 則（昭和三五年六月三〇日政令第一八五号）	（昭和三五年六月三〇日政令第一八五号）
この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から施行する。	附 則（昭和三五年一二月二六日政令第三一〇号）	（昭和三五年一二月二六日政令第三一〇号）





道水	港空	港湾法（昭和二十五年法律第二百十 八号）第二条第五項に規定する港湾 施設（以下この表において「港湾施 設」という。）のうち水域施設及び 外郭施設の建設又は改良の工事	港湾施設のうち係留施設及び臨港交 通施設の建設又は改良の工事	港湾施設用地の建設又は改良の工事	港湾法（昭和三十一年法律第八十 号）第五条第一項に規定する地方管 理空港に係る同法第八条第一項及び 第四項に規定する工事	水道法（昭和三十二年法律第一百七十 七号）第三条第三項に規定する簡易 水道事業の用に供する水道施設の新 設又は増設
十分の五	十分の八	十分の六 (二)	十分の九 (二)	十分の五 (二)	十分の五 (二)	十分の六 (二)

施設及設置の設置	理処理施設	尿処理施設	三分の一	十分の五
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和四十五年法律第百三十七号） 第八条第一項に規定するし尿処理施設の設置	施設理処理施設	保育施設	ごみ施設	砂防施設

河川の改良工事		第一項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。)で、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第三十七条第二項に規定するもの	河川の改修等の実施を表す
設施業林	森林法(昭和二十九年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業(保安林整備事業として行われるもの)を除く。	第一項に規定する保安施設事業(保安林整備事業として行われるもの)を除く。	第一項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。)で、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第三十七条第二項に規定するもの
森林法	第一項に規定する保安施設事業(保安林整備事業として行われるもの)を除く。	第一項に規定する保安施設事業(保安林整備事業として行われるもの)を除く。	第一項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。)で、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第三十七条第二項に規定するもの
鹿児島県	第一項に規定する保安施設事業(保安林整備事業として行われるもの)を除く。	第一項に規定する保安施設事業(保安林整備事業として行われるもの)を除く。	第一項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。)で、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第三十七条第二項に規定するもの

森林法第二百九十三条に規定する林道の開設のうち、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(一)に規定する林道に係るもの	(二) 森林法 第一項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するためのもの	三分の二 十五分の六	五) のは、十分の八 八・十分	急治山事業を除くものに係る業に係るもつては、十分の八が行う事業に係るもつては、十分の七)、十
				のものに係る業に係るもつては、十分の八が行う事業に係るもつては、十分の七)、十

所 保 育	施 設 理 事 業 の 分 別 表 第 二 ( 第一 条 関 係 )	漁港漁場整備法第三条第一号に規定する基本施設のうち保留施設の修築事業		漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第一百三十七号)第三条第一号に規定する基本施設のうち外郭施設及び水域施設の修築事業	
		義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物の新築、増築又は改築並びにべき地教育振興法(昭和二十四年法律第四百四十三号)第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設の設置	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業
所 保 育 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育施設(地方公共団体の設立による交付金)	施 設 理 事 業 の 分 別 表 第 二 ( 第一 条 関 係 )	事業の区分 尿廢棄物の処理及び清掃 に 関 す る 法 律 第 八 条 第 一 項 に 規 定 す る し 尿 處 理 施 設 及 び 理 施 設 の 設 置	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物の新築、増築又は改築並びにべき地教育振興法(昭和二十四年法律第四百四十三号)第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設の設置	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業
所 保 育 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育施設(地方公共団体の設立による交付金)	施 設 理 事 業 の 分 別 表 第 二 ( 第一 条 関 係 )	事業の区分 尿廢棄物の処理及び清掃 に 関 す る 法 律 第 八 条 第 一 項 に 規 定 す る し 尿 處 理 施 設 及 び 理 施 設 の 設 置	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物の新築、増築又は改築並びにべき地教育振興法(昭和二十四年法律第四百四十三号)第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設の設置	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業
所 保 育 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育施設(地方公共団体の設立による交付金)	施 設 理 事 業 の 分 別 表 第 二 ( 第一 条 関 係 )	事業の区分 尿廢棄物の処理及び清掃 に 関 す る 法 律 第 八 条 第 一 項 に 規 定 す る し 尿 處 理 施 設 及 び 理 施 設 の 設 置	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物の新築、増築又は改築並びにべき地教育振興法(昭和二十四年法律第四百四十三号)第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設の設置	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業	漁港漁場整備法第三条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築事業

施設の整備	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第二項に規定する建物の改築事業第一項に規定する法律第十二号及び第三条第二号及び第三号に規定する地教育振興交付金	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第二項に規定する建物の改築事業第一項に規定する法律第十二号及び第三条第二号及び第三号に規定する地教育振興交付金
-------	--	--